

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(愛知県建設局・都市・交通局)

1. 目的

愛知県建設局及び都市・交通局が発注する工事及び地質・土質調査業務（以下「工事等」という）の建設現場における施工状況の確認作業に、ICT（映像及び音声の配信・記録）を用いることで、発注者と受注者の作業効率化を図ることを目的とする。

なお、本試行は今後の適正な取組に資するため、各建設事務所、各港務所で取組効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事箇所を選定し、実施するものである。

2. 用語の定義

(1) 動画撮影用のカメラ等

ウェアラブルカメラ、マイク、スマートフォン、タブレット等の総称。

(2) Web会議システム

Cisco Webex Meetings、Microsoft Teams、Skype for Business、Meeting plaza、V-CUBE ミーティング、V-CUBE セミナー、Zoom ミーティング、Zoom ビデオウェビナー、その他発注者が認めるツールの総称。

(3) 遠隔臨場

動画撮影用のカメラにより撮影した映像と音声を、Web会議システムを使用して、「土木工事標準仕様書(愛知県建設局)」に定める「段階確認」、「材料確認」、「施工状況把握」及び「地質・土質調査業務共通仕様書」に定める「検尺」を実施すること。^{参考1)} なお、動画撮影用のカメラの使用は「段階確認」、「材料確認」、「施工状況把握」と「検尺」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

3. 試行の実施及び件数

試行は効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事等を対象とし【発注者指定型】【受注者希望型】のいずれかにより実施する。

(1) 工事

【発注者指定型】

下記①、②の条件を満足した上で、③から⑤の条件にあてはまる工事を優先的に発注者が選定し、発注時の特記仕様書に発注者指定型として記載するものとする。工事名の末尾には「(遠隔臨場)」を明示する。ただし、受注後の協議により業務の効率化が困難と判断した場合は、受注者は工事打合簿を提出し、試行を実施しないこととできる。^{参考2)}

- ① 段階確認、材料確認又は施工状況把握を、映像確認（把握）出来る工種の工事
- ② 通信環境が良好である現場の工事
- ③ 施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ④ 構造物等の立会頻度が多い工事
- ⑤ 高所作業を含む工事

【受注者希望型】

発注者指定型以外で、下記①、②の条件を満足する全ての工事は、発注時の特記仕様書に受注者希望型として記載するものとする。

- ① 段階確認、材料確認又は施工状況把握を映像確認（把握）出来る工種の工事
- ② 通信環境が良好である現場の工事

（２）業務

【発注者指定型】

下記①の条件を満足した上で、②の条件にあてはまる業務を優先的に発注者が選定し、発注時の特記仕様書に発注者指定型として記載するものとする。業務名の末尾には「（遠隔臨場）」を明示する。ただし、受注後の協議により業務の効率化が困難と判断した場合は、受注者は打合せ・記録簿を提出し、試行を実施しないこととできる。

- ① 通信環境が良好である現場の業務
- ② 調査現場が遠隔地等であり、検尺を実施するにあたり、発注者が調査現場との往復に多くの時間を要する業務

【受注者希望型】

発注者指定型以外で、下記①の条件を満足する全ての業務は、発注時の特記仕様書に受注者希望型として記載するものとする。

- ① 通信環境が良好である現場の業務

4. 実施方法

（１）事前協議

受注者は、施工計画書または業務計画書の提出に先立ち、遠隔臨場の適用を希望する段階確認、材料確認、施工状況把握の項目、検尺、現場の通信環境、使用する機器とWeb会議システムの仕様について「工事打合簿等」により事前協議を行う。

① 現場の通信環境の確認

受注者は遠隔臨場の実施現場において、使用する機器の通信状況について確認する。

② 遠隔臨場の実施回数

工事における遠隔臨場の実施回数は、当面の間、全臨場回数の5割を上限とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として用いる場合には弾力的に運用する。

③ 使用する機種と仕様

発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を使用する。受注者は、受注者が使用する表-1の仕様を満足する動画撮影用カメラと、表-2の仕様を満足するWeb会議システムについて準備する。ただし、表-1の動画撮影用カメラに関する仕様について、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等を使用する場合は、別途、発注者と請負者で協議することとする。また、ヘッドマウントディスプレイ型のカメラを使用した場合の移動は周辺や足下等の確認が困難なため、安全に十分配慮するものとする。

表－1 動画撮影用のカメラに関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上 ※目的物の判別が可能な場合は、発注者と請負者の協議の上、320×240以上でも可	カラー
	フレームレート※1：15fps以上 ※目的物の判別が可能な場合は、発注者と請負者の協議の上、5fps以上でも可	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

※1 フレームレート

動画において、単位時間に使用するフレーム数（コマ数）の数（静止画像数）を示す数値。通常、1秒あたりの数値で表す。（単位：fps=Frame Per Second）数値が大きいくほどなめらかな動画となる。

表－2 スマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムに関する仕様

項目	仕様	備考
映像・音声	転送レート（VBR）：平均1Mbps以上	

④ Web会議システムの費用について

通信環境の整備・運用は受注者で行うものとする。Web会議システムの使用に際し、発注者に通信費以外の費用が新たに生じないものとする。

(2) 施工計画書・業務計画書への記載と通信状態の確認

受注者は、事前協議で合意がなされた内容について、工事については施工計画書「(6) 施工方法 (ウ) 監督員による段階確認等」の確認方法に「遠隔臨場」と記載し、提出するものとする。^{参考3)} 業務については業務計画書に検尺の方法に「遠隔臨場」と記載し、提出するものとする。また、受注者は、受注者側の動画撮影用のカメラと発注者側も含めたWeb会議システムの通信環境について整備し、双方向の通信状態に問題ないことを確認する。

(3) 遠隔臨場の実施

① 実施日時等の事前通知

受注者は、施工計画で定めた遠隔臨場による段階確認、材料確認、施工状況把握及び検尺の臨場日の前日までに、監督員へ電話やメール等により、下記事項について確認を行う。

- ・実施日時
- ・実施箇所（場所）
- ・必要とする資料

なお、監督員による確認・立会の実施時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があり監督員が認めた場合はこの限りではない。

② 遠隔臨場の実施方法

受注者は、「工事名（又は業務名）」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「使用材料」や「掘進長」、「残尺」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断した場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの臨場を実施する。

③ 実施の記録と保存

受注者は、②の終了時に遠隔臨場が行われた証拠として、監督員の画面を表示させた状態でスクリーンキャプチャした画像データ（図-1）を、工事は情報共有システム（ASP）へ登録（図-2）し保管し、業務は写真管理フォルダに保管し電子納品を行う。

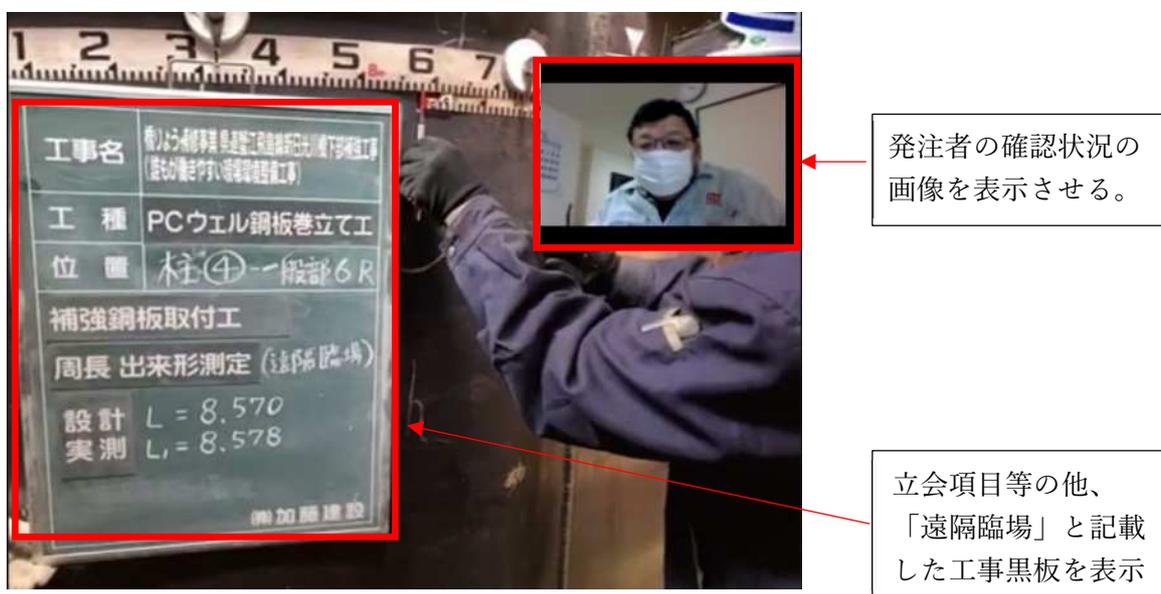


図-1 画像データ（例）



図-2 情報共有システム（ASP）への入力方法（段階確認の例）

5. 費用の計上

本試行に要する費用は、発注者指定型及び受注者希望型のいずれの場合においても、受注者から請求があった場合に、工事・業務実施に必要な施工管理費として、工事は必要額を技術管理費に積み上げ計上する。業務については、間接調査費の施工管理費に積み上げ計上する。なお、特殊集計区分は「H：諸経費対象外」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入する機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、国税庁 HP の「耐用年数表」を参照のこと

例) カメラ：5 年

ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5 年

ハブ、ルーター、リピーター、LAN ホスト：10 年（参考：令和 2 年度）

<費用のイメージ>

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料(又は損料)
- ② 撮影機器の設置費(移設費)
- ③ 通信費
- ④ その他(ライセンス代、使用料等)

<留意点>

従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加が必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、請負者から見積りを徴収し対応すること。

6. 工事・業務成績評定の取り扱い

遠隔臨場を実施した場合は、発注方法に関わらず、工事は創意工夫の「遠隔臨場を実施した工事」として評価する。業務は創意工夫の「5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。具体的記述（ ）」に「遠隔臨場」と記載して評価し1点の加点とする。

7. フォローアップ調査

本試行工事等を通じた効果の検証及び今後の課題抽出のため、アンケート調査に協力すること。

8. 留意事項

工事記録映像の活用にあたっては、以下に留意する。

- ① 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- ② 動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元等への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が配信される場合があるため留意すること。
- ③ 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- ④ 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- ⑤ この要領によりがたい場合は、適宜発注者と受注者で協議すること。

9. その他

- ① 監督員の遠隔臨場時に、監督支援業務の立会を妨げるものではない。
- ② 要領の流れについては、フロー図を参考に実施すること。

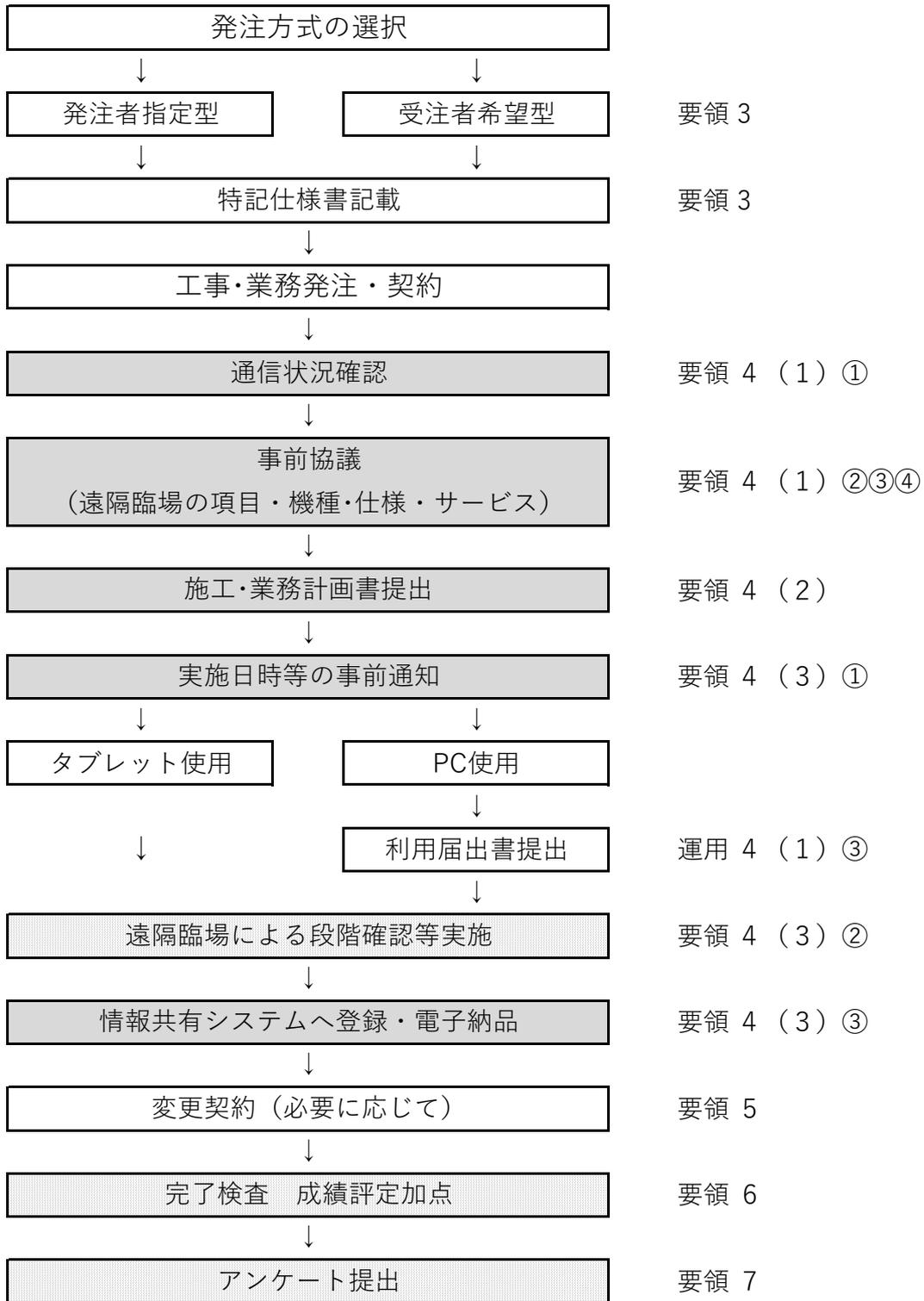
附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

フロー図



- 発注者の実施項目
- 受注者の実施項目
- 発注者と受注者の実施項目

参考 1) 適用範囲についての解説

(1) 段階確認

『土木工事標準仕様書』、「第1編 総則編 第1章 総則」、「1-1-22 監督員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」事項に該当し、動画撮影用のカメラを用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

動画撮影用のカメラを用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行った場合で、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認を実施する。

(2) 材料確認

『土木工事標準仕様書』、「第2編 材料編 第1章 一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「1. 品質規格に関する資料の提出」及び「5. 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認を記載したものである。

現物による確認においては、動画撮影用のカメラを用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行った場合で、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができなかつたと判断する場合には、請負者にその旨を伝え、通常通りの材料確認を実施する。

『土木工事標準仕様書』、「各編」、「各節 工場製作工」において、受注者は鋼材に JIS マーク表示のないものについては、動画撮影用のカメラを用いて以下のとおり確認するものとする。

- ・ 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・ 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・ 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

(3) 施工状況把握

『土木工事標準仕様書』、「第1編 総則編 第1章 総則」、「1-1-22 監督員による確認及び立会等」に定める「施工状況把握の臨場」において「設計図書に定められた施工状況把握において、原則として臨場とする。」事項に該当し、この場合における監督員が臨場にて行う行為に動画撮影用のカメラを用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

動画撮影用のカメラを用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行った場合で、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの立会を実施する。

(4) 検尺等

『地質・土質調査業務共通仕様書』「第2章 機械ボーリング 第203条 調査等」 「5. 検尺」に定める掘進長の検尺に該当し、監督員が立会にて行う行為に動画撮影用のカメラを用いて、その内容について確かめる方法を記載したものである。

動画撮影用のカメラを用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行った場合で、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの立会を実施する。

参考3) 施工計画書・業務計画書への記載例

(6) 施工方法

(ウ) 監督員による段階確認等

a) 下表に示す確認時期において、監督員による段階確認を受ける

種 別	細 別	項 目	実施予定時期	確認方法 (臨場・机上、施工管理)	実施 年月日
舗装工 (下層路盤工)		ブルーフローリ ング実施状況	ブルーフローリ ング実施時		
舗装工	路盤	基準高さ、幅、 厚さ、支持力		遠隔臨場	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

遠隔臨場で使用する「記録」及び「配信」に係る機器と使用は以下のとおり。

記録機器	項 目	仕 様	備 考
i-Pad	映像	画素数：640×480以上 フレームレート：15fps以上	カラー
	音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上 スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

配信システム	項 目	仕 様	備 考
Zoom ミーティング	映像・音声	転送レート（VBR）：平均1Mbps以上	

遠隔臨場の実施方法は以下のとおり。

- ・遠隔臨場の実施に先立っては、事前に監督員との双方向通信の状況確認を行う。
- ・監督員が現場における確認箇所の位置関係を把握できるようにするために、遠隔臨場の実施前に現場周辺の状況を伝え、監督員の周辺状況の把握に努める。
- ・「工事名（又は業務名）」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「使用材料」や「掘進長」、「残尺」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得る。終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施項目の確認を得る。
- ・遠隔臨場が行われた証拠として、終了時に監督員の画面を表示させた状態でスクリーンキャプチャした画像データを、工事は情報共有システム（ASP）へ登録し保管する。業務は写真管理フォルダに保管し電子納品を行う。